西伊豆町商工会移動販売支援事業補助金交付要綱

令和６年４月１日

（趣旨）

第１条 この要綱は、高齢化等により、日常生活に必要な食料品及び日用雑貨品等（以下「日用生活物資」という。）の買物が困難な町民の買物の機会の確保及び生活の維持向上を図ることを目的として、移動販売により日用生活物資の購入支援を行う者に当該移動販売の運営に要する経費の一部について補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において、「移動販売」とは、買物が困難な町民を主な対象とし、移動販売車（商品を販売するための設備及び冷蔵機器を備え付けた車両をいう。）を用いて日用生活物資の販売を行うことをいう。

２ この要綱において、「見守り活動」とは、移動販売業務において、地域の状況又は高齢者等の日常生活で異常と思われる状況を発見した場合に、関係機関に連絡を行うことをいう。

（補助金の交付）

第３条 商工会は、移動販売により日用生活物資の購入支援を行う者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

（補助対象者）

第４条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

1. 西伊豆町商工会の会員であること。
2. 町と移動販売における見守り活動に協力すること。
3. 町内で移動販売を月に１０日以上行うこと。
4. 町内に事務所を有する法人又は個人事業主であること。
5. 補助金の交付対象になる経費に対し、国又は他の地方団体から補助金、助成金の交付を受けていないこと。
6. 食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）その他の関係法令を遵守していること。
7. 町税その他の町が徴収する料金等の滞納がないこと。
8. 西伊豆町暴力団排除条例（平成２３年西伊豆町条例第８号）第２条第２号に規定する暴力団員ではないこと。

（補助対象経費及び補助金の額）

第５条 補助金の交付対象となる経費及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第６条 申請は、西伊豆町移動販売支援事業補助金交付申請書（様式第１号）によるものとする。

２ 申請の添付書類は、次に掲げる書類とする。

（１） 事業計画書（４月～９月、１０月～３月）

（２） 支出予算書（ 同上 ）

（３） 移動販売ルート予定図及び運行予定表

（補助金の交付決定）

第７条 補助金の交付決定に通知は、西伊豆町移動販売支援事業補助金交付決定通知書（様式第２号）によるものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第８条 補助事業等の内容等について別に定める変更事由は、次のとおりとする。

（１） 補助事業の内容の変更又は補助事業の遂行が困難になったとき。

（２） 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（３） 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難

になったとき。

（４） その他商工会長が必要と認めるとき。

２ 　前項のいずれかに該当する者は、西伊豆町移動販売支援事業補助金変更等承認申請書（様式第３号）を商工会長に提出しなければならない。

３ 商工会長は、前項の規定により提出された変更等承認申請書に係る変更の内容等が適正であると認めるときは、規則第７条第３項の規定において準用する規則第６条の規定に基づき西伊豆町移動販売支援事業補助金変更等承認書（様式第４号）により通知するものとする。

（状況報告）

第９条 事業者は、毎月１０日までに西伊豆町移動販売事業月報（様式第５号）を、商工会長に提出しなければならない。

（実績報告）

第１０条 実績報告は、西伊豆町移動販売支援事業実績報告書（様式第６号）

によるものとし、添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１） 事業実績書

（２） 収支決算書

（３） 補助対象経費の支払を証明する書類の写し

（４） 写真等補助事業の実施状況が確認できる書類

（５） その他商工会長が必要と認める書類

２ 前項の実績報告書の提出期限は、毎年９月末および３月末とする。

（補助金の確定）

第１１条 補助金の額の確定通知は、西伊豆町移動販売支援事業補助金額確定通知書（様式第７号）により行うものとする。

（補助金の請求）

第１２条 補助金の請求は、西伊豆町移動販売支援事業補助金交付請求書

（様式第８号）によるものとする。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第１３条 商工会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、補助金の交付決定を取消し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（１） 虚偽の申請その他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（２） 補助金を目的以外に使用したとき。

（３） この要綱の規定に違反したとき。

（４） その他商工会長が不正と認めるとき。

（その他）

第１４条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | | 補助基準 |
| 運営費補助 | 地域の見守り活動を兼ねた | 月額30,000円とする。 |
|  | 移動販売の運営に要する移動 |  |
|  | 販売車１台あたりの活動費 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |